

藤井寺市規則第 2 2 号

藤井寺市有料広告掲載に関する取扱規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤井寺市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保するとともに、市域経済の活性化及び市民サービスの向上を図るため、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市刊行物・印刷物

イ 各種広報

ウ 封筒

エ ホームページ

オ 公用車両

カ その他広告媒体として活用可能なもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 所管課 広告媒体を所管する藤井寺市事務分掌規則（平成 8 年藤井寺市規則第 6 号）第 1 条に規定する課をいう。

(広告の掲載基準)

第 3 条 広告媒体に掲載をする広告は、次に定める基準に適合するものでなければならない。

(1) 本市の地方公共団体としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならず、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(2) 屋外広告については、屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）、大阪府屋外広告物条例（昭和 2 4 年大阪府条例第 7 9 号）及び藤井寺市美しいまちづくり推進条例（平成 1 5 年藤井寺市条例第 2 号）に違反するものであってはならず、その内容及びデザインについては、当該広告を掲載する地域の特性に配慮するとともに、美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(3) 掲載する広告は、その内容が次の各号いずれにも該当しないものでなければならない。

ア 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

イ 政治又は宗教に関するもの

- ウ 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
 - エ 公序良俗に反するもの
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの
 - カ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
 - キ 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
 - ク その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体への広告掲載に関する基準は、別に定める。

（広告の規格、掲載料等）

第4条 広告の規格、枠数、掲載期間、掲載料、募集方法、選定方法、作成方法、納付方法等は、当該広告媒体ごとに所管課において定めるものとする。

（広告掲載者の責務）

第5条 掲載の決定を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の掲載について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）をはじめとする広告関係法令及び各業種において定めた広告に関する自主基準並びにこの規則及びこの規則に基づく要綱等（以下「広告関連法令等」という。）を遵守すること。
- (2) 広告の内容に関し生じた責任は広告掲載者が負うこと。
- (3) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (4) 広告に関連する著作権その他財産権について、その権利処理が完了していること。
- (5) 広告の掲載に関する権利を譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。
- (6) 市税等を完納していること。

（広告掲載の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、広告掲載者に対して催告その他何らかの手段を行うことなく、広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載者が、広告関連法令等に違反又は抵触したとき。
- (2) 指定の期日までに広告掲載料を納入しないとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により掲載の決定を受けたとき。
- (4) 広告内容等の変更要求に対して広告掲載者が応じないとき。
- (5) 社会情勢の変化等により広告の掲載が適切でないと認めるとき。

（広告掲載の取下げ）

第7条 広告掲載者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告掲載者は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面によりその理由を付して市長へ申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第8条 前2条の規定により掲載の中止若しくは掲載決定の取消又は掲載の取下げをしたときは、既に納入した広告掲載料は返還しない。

2 市長は、広告掲載者の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなったときは、既に納入した広告掲載料を返還するものとする。

(物品による受入れ)

第9条 市長は、広告の掲載を希望する者が作成する封筒その他広告が掲載された物品を受け入れることができる。

2 前項の規定による物品の受入れについての広告内容等の基準は、この規則及びこの規則に基づく要綱等の規定を準用する。

(ホームページに関する基準)

第10条 ホームページへの広告については、その直接のリンク先の内容についても、この規則及びこの規則に基づく要綱等の規定に準ずるものとする。

(業務委託)

第11条 市長は、広告の募集、広告の作成等に関し、必要な場合は業務委託することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。